

大字別	種別	世帯数	男	女	計	出生	死亡	転入	転出
赤馬場		513	1,088	1,295	2,383	3	2	39	18
中原		317	867	900	1,767	4	1	28	6
瀧原寺		547	1,359	1,459	2,818	4	4	37	13
計		1,377	3,314	3,654	6,968	11	7	104	37

国小南広報

村を明るくする実せん要項

1. お互いがあいさつをかわしましょう
2. 村内を美しくしましょう
3. この村から暴力を追放しましょう

第19号

昭和40年5月1日

毎月1日発行

1部5円

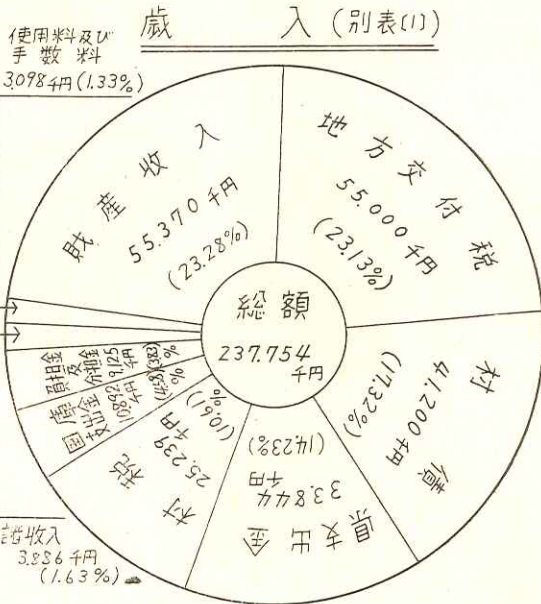
歳入内訳 (別表2)

款	項	金額
1. 村税	1. 村民税	25,239
	2. 固定資産税	3,996
	3. 軽自動車税	8,028
	4. 市町村たばこ消費税	810
	5. 電気ガス税	3,000
	6. 木材引取税	800
	7. 入湯税	7,900
2. 地方交付税	1. 地方交付税	705
3. 分担金及負担金	1. 負担金	55,000
4. 使用料及手数料	1. 使用料	9,125
	2. 手数料	3,098
5. 国庫支出金	1. 国庫負担金	1,947
	2. 国庫補助金	1,151
	3. 委託金	10,892
6. 県支出金	1. 県負担金	2,639
	2. 県補助金	7,806
	3. 委託金	447
7. 財産収入	1. 財産運用収入	33,844
	2. 財産売却収入	445
8. 寄附金	1. 寄附金	33,139
9. 繰入金	1. 繰入金	260
10. 繰越金	1. 繰越金	55,370
11. 諸収入	1. 延滞金加算金及び過料	171
	2. 村預金利子	55,199
	3. 雑入	0
12. 村債	1. 村債	0
歳入合計		237,754

(単位千円)

△歳入
歳入の面から見ますと財産収入が二十三パーセント強をしめ、第一位となつています。
これは、庁舎建築のための財源として、官行造林の立木処分代金三千万円、福岡電子工業大学研修用地の土地売買代金約一千万円が見込まれていからです。
ついで、国から交付される地方交付税、村債の順になつています。

総額2億3千7百75万4千円

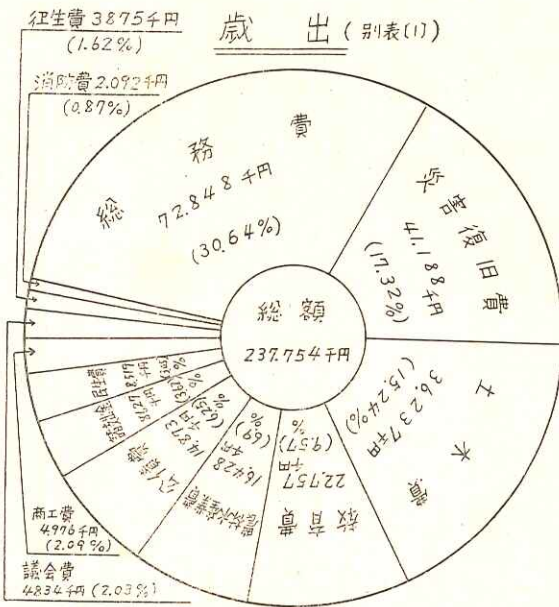


昭和四十年年度当初予算きまる
構造改善事業推進費など盛り込む
昭和四十年年度の当初予算が、去る三月の定例村議会できまりました。
予算は、政治の方向を見るための一つのバロメータ(指針)とも言えますが、またわたし達一人一人の生活にも結びつく身近なものであるだけに、極めて関心の深いものがあります。これをグラフにあらわしますと別表(1)のようになります。

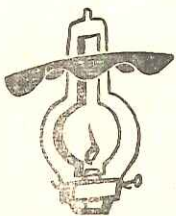
歳出内訳 (別表2)

款	項	金額
1. 議会費	1. 議会費	4,834
2. 総務費	1. 総務管理費	72,848
	2. 徴税費	63,396
	3. 戸籍住民登録費	6,682
	4. 選挙費	1,264
	5. 統計調査費	448
	6. 監査委員会費	458
3. 民生費	1. 社会福祉費	600
	2. 児童福祉費	8,519
	3. 災害救助費	5,995
4. 衛生費	1. 衛生費	2,454
5. 労働費	1. 労働費	70
6. 農林水産業費	1. 農業費	3,875
	2. 林業費	16,428
	3. 水産業費	15,742
7. 商工費	1. 商工費	472
8. 土木費	1. 土木管理費	214
	2. 道路橋りょう費	4,976
	3. 河川費	36,237
	4. 住宅費	2,641
9. 消防費	1. 消防費	30,975
10. 教育費	1. 教育総務費	1,293
	2. 小学校費	1,328
	3. 中学校費	2,092
	4. 社会教育費	22,757
	5. 保健体育費	3,284
11. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	9,109
	2. 公共土木災害復旧費	9,021
12. 公債費	1. 公債費	975
13. 諸支出金	1. 普通財産取得費	368
14. 予備費	1. 予備費	41,188
歳出合計		237,754

△歳出
歳出面では、庁舎建築関係費三千五百万円を含む総務費が、全体の三〇パーセントをしめ、前年度の災害復旧費と入れか第二位にあたります。
災害復旧費は三十八年災害の最終年度でもあり、十七パーセント強とつています。
なお、これは別に役場から直接奨励事業などにに対し補助することもあります。



村債とは、村が道路をつくつたり、災害の復旧資金にあてるため、あるいは公営住宅、水道などをつくるに、その財源として、国から長期にわたり借り入れることをいいます。
今年度は、庁舎新築のための一千五百万円、星和、吉原間の通学道路をつくるための一千三百万円などが計上されております。
そのほか、災害復旧工事のための県補助金などが含まれる県支出金、村税の順となり、その内訳は別表(2)のとおりとなっています。
土木費は、星和、吉原間の道路開設工事費一千四百万円を、その他としては、田の口橋、杉矢橋黒原橋、などの永久橋へのかけ替えが予定されております教育費は、前年度にくらべて別に目新しいこともありません。
農林水産業費は、農家の方にとつては関心の深いことだと思ひます。
このうちには、農業構造改善事業推進費五十八万、林業構造改善事業推進費二十三万四千円が計上され、両事業とも実質的な計画年度にいらす各種の補助金のうち、農協に交付して農協の専門的な立場から各事業ごとに補助するものが、百十八万円あり、共同防除、酪農、一般畜産、たばこ耕作、養鶏、果樹などについて補助することになつています。
『回覧板』
今月の納税
県村民税第一期分の納期限です。
納税組合長さんを通じて、完納しましょう。

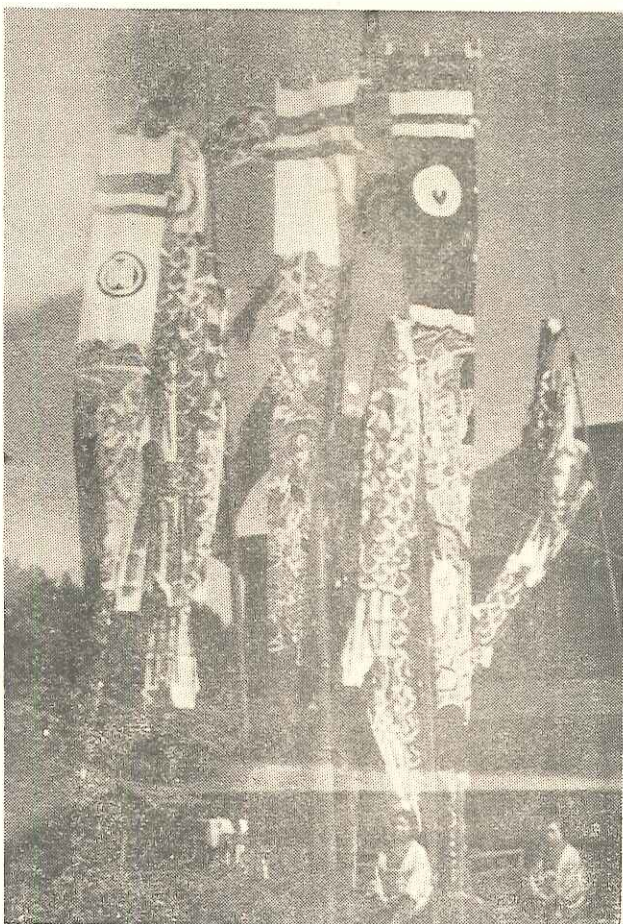


五月

四月二十九日の天皇誕生と、まさはゴールデンウィークの名にそむかない豪華な日々がつづきます。六日は立夏で、いよいよさわやかな初夏を迎えます。

三日(憲法記念日) 月曜日 九日は五月の第二日曜日にあたり母の日です。各地で母をたぐえる催し。

五日(こどもの日) 水曜日



してあのかわいらしい小鳥たちをぜひ保護してやりたいものです。

十一日には岐阜県の長良川で鵜飼開きがあり、急ピッチで夏へのムードを盛りあげることでしょう。

村政の主権者はあなたです

昭和四十年最初の定例村議会が三月二十四日に開かれ、前回より継続審議されておりました「職員の給与に関する条例」と、新しい議案十二件を審議され、可決承認されました。

正予算 (三十九年度) 職員給料のベースアップによる追加と、借入金の利子による追加であります。

補正額二万五千で、予算総額八百九十七万一千円となりました。

◎ 村有地が売却されました

場所、南小国村大字満願寺宇瀬の本五六二

一番地の内

地目、原野一町八畝歩

価格、八十六万四千円

買受人、東京都中央区銀座西六の三

三愛観光株式会社

三愛観光株式会社が建設中の、瀬の本の、観光施設(既報)の敷地が少

売渡すことにしました。

◎ 小学校の分校の廃止

市原小学校黄川分校が廃止されました。

◎ 役場職員の給料が上

りました

前の村会より継続して審議されていましたが、職員の給料のベースアップについては次のような事項を早急に実施する事で可決しました。

ベアの額は最高で月額二九〇〇円、最低一六〇〇円、平均七、九%で昨年九月から適用します

イ、職員の平均年令が高

いので勧奨しう退職を

実施すること

ロ、三十八年災害も一応終りに近いので、災害関係事務により臨時職

員が増えている。◎ 村会及び各種委員の報酬が上りました

正確でないので、早急に事務量を綿密に調査して、最終的な必要職員を把握すること

員が把握すること

村会

議長

副議長

議員

委員名

教育委員

農業委員会

監査委員

(議会選出)委員

選挙管理委員会委員長

委員

村会

収入役

助役

村長

教育長

職員

特別職の給与が改正されました

和牛	四〇〇円	(一日につき)
乳牛	四〇〇円	()
乾酒	六〇〇円	()
馬	四〇〇円	()
肥育牛	一〇〇〇円	()

◎ 家畜の共済掛金が改正されました

◎ その外に昭和四十年の当初予算と、簡易水道料の値上りについては別に詳しく説明されていますので、こゝでの説明をばします。

度、高くなりました。

村長をかこんで

寿会の村政座談会

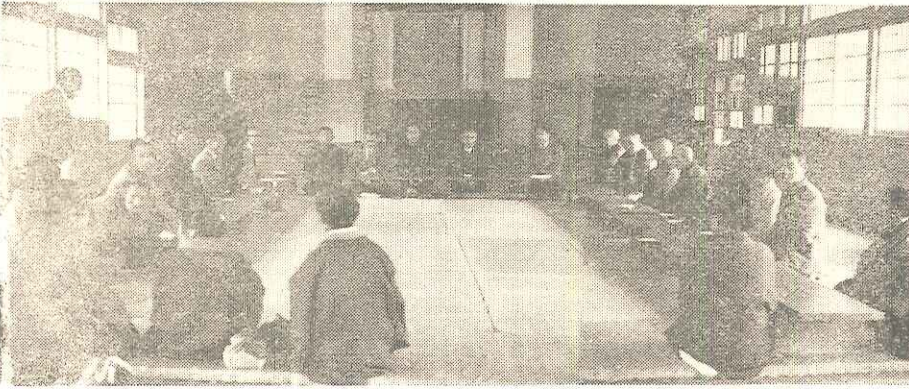
桜の花が咲き競う四月二十日、満願寺老人クラブ及び各課長をかこんで、村政及び村の予算について説明をききました

村長からは、村政の方向についてそれぞれ説明がなされました。

そのあと、村政一般について活発な質疑がかわされ、各主管課長より答弁がありました。

その中で、老人福祉年金のもらえる年令、また一時的に中止されることなどは、直接関係の深いものが多くきかれました

このあと、懇親会をひらき桜を愛(め)でながら、明治の青年男女は今なお意気さかんなところを見せていきした。



母と子のために

従来赤ちゃん検診、三才児検診、受胎調節実施指導(家族計画)等を実施して来ましたが、今年より母子保健法により、さらに妊産婦に対する定期的な訪問指導や検診の際医師より異状を認められた者に対する援助を行ない、又県で実施して来た新生児訪問等に加え、母子の健康の増進と正しい知識の普及のために、一貫した指導体制を確立し徹底していくことになりました。

そこで役場では、妊産婦、乳幼児を登録管理するため個々に保健指導カードを作成し、産婦人科医、保健婦、助産婦と常に連絡をとり適正な訪問指導を実施していくため次のような方法で指導を行います。

まず妊婦が妊娠五ヶ月に達したら必ず医師の健康診断(村費負担)を受け同時に妊娠を説明してもらい役場で母子手帳、訪問指導を受ける用紙、説明書を受け取り、その後は近くの助産婦から産後一ヶ月になるまでの約六ヶ月の間に定期的な訪問指導を五回個別的に受けます。

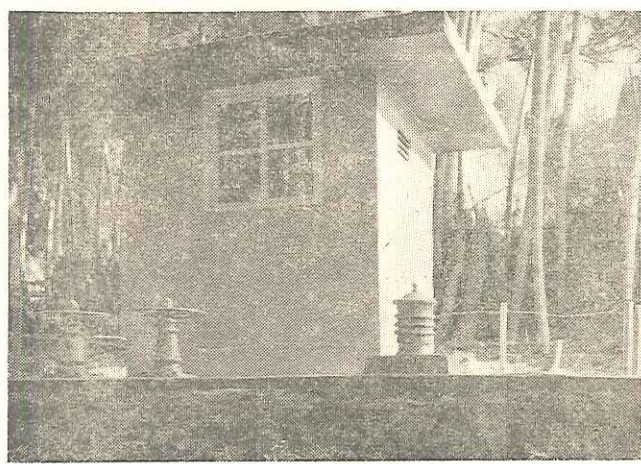
なおその間に病気が発見され、その者が治療や入院をした場合には、国



おまたせしました

水道の拡張工事が完成

大変御迷惑をお掛けして一日三〇〇立方メートル(約一十口)の市原地区簡易水道拡張工事が完成しました。



これひとえに水源所有者、水利権者、用地関係者の方々の協力のおかげで、御協力と御援助をお願い申し上げます。

南小国村水道使用条例が

三月議会で一分改正されました

水道使用料は毎月二十日納期となつていま、今度の改正で末日となり、今度の改正で末一五円となりました。

又料金が主要次のように改正され値上げになりました。

一、放任制、栓一個五人までは旧料金一〇〇円が、一五

円が二〇円となりました。一、其の他営業用、工業用、団体用等は基本料金において三〇%の値上げとなります。

一、量水器と使用料は一三耗が月三〇円が四〇円となり全器種同様の率で値上げとなりました。

以上のように改正条例で、大体平均約三〇%値上げとなりますが、月七立方メートル以下使用の家庭が今までの実績では約五〇%ありましたので、それ等家庭の水道使用料は七立方メートル以上使用しない限り実質的には値上げとなりません。

今回の改正条例は、昨年十二月議会で村議、総務委員会に付託慎重審議がなされ、今回本議会で議決、本年四月一日より施行となりました。

当初は村水道経営の見通しから平均五〇%値上げ案で其の理由として、「旧料金は昭和三十三年に施行されたもので、当時は給水人口も少く未だ水道に対する認識も浅く従って維持管理も不十分の面があり、或は水道使用者の認識も考え併せ料金も極めて低くし予算は一般会計に計上されて村費の支出も一部なされて来たところであるが其の後地方財政法の一部改正により簡易水道事業も特別会計を設けてこれを行わなければならなくなり

来た。

○ 諸施設の老化で修理費が増加した。

○ 拡張工事に伴う村債の返還金が増して来た。

○ 八年前当初に於ける料金が増した。

○ 独立採算を強調されて来た。

(以上)であります。

これに対し議会は水道料金が村民生活の生計費を脅かす事等も心配されたのであります。

村は値上げ案が当初計画より低くなつた関係で本年度当初予算は相当窮屈となり、困難なものとなりました。

出来る限り支出を抑えて収入面において積極的

建設課

電気工事士の試験について

昭和四十年年度の電気工事士の試験が次のように行われます。

願書の受付期間 五月十五日から月末まで
願書の提出先 県商工水産部工鉱課
試験期日 筆記試験 六月二十七日
技能試験 八月二十二日

危険物取扱主任者の試験があります

とき 五月二十三日午前九時より
ところ 熊本商科大学
尚試験前に試験についての講習会がありますので、希望の方は、講習会に参加して下さい
とき 五月六日より二日間
ところ 熊本市千葉城町県立図書館

●●●
◇ 雑 感 ◇
●●●

うらゝかな日射しのもと、桜花らんまんと匂う頃は、人々の心にも何か暖い喜びを与えてくれるような時候であります。

従つて多くの人が就学し、就職して、新たな人生のかどで祝福されるのもこの頃であるし、加えていへば、新しいカップルの多いのも、またこの頃であろうかと思ひます。

しかしながら風評等からすると、農村後継者の相手が、比較的少いというのであるが、その程度について私は深くは知りませんが、ある雑誌に次のような事が登載されていた事を述べてみたいと思います。

ある優秀な女子青年のメンバーが、嫁入り頃になると、びたりと、今までの活動を止めた。

そこで、その理由を、或る一人に問うた処、私には二人の姉がいます。そして一番上の姉は、近くの農家に嫁いでいます。

次の姉は、都会の月給とりの嫁になつております。

或る時、姉妹が二人共に家に来ました。

その折に、次女が、母にお小使いを渡していたのを、私はふとみてしまいました。

処が、長女が帰るときに、母は、その金を困るだろうと、そつと渡してしまいました。

長女の嫁いでいる農家は田畑二町歩程耕作して、種々の機械も持っているもので、経済的には楽であろうと思つていた姉が、二人の子供の親でありながら、なお小使に困つてゐるのかと思つたとき、私は村の女子青年として活動している事が、馬鹿らしくなつた。

私自身、農家に嫁いでもそんなに苦勞をするならきつぱり、農家の嫁に行くのをあきらめようと、心にきめました。

しかし、私の考えは、都会生活があまり好きではありません。

たゞ私の失望したのは農家の嫁の座に失望したのです。と、大体以上のような事でした。

これを読んで私は、私なりに多少の考えもあつたわけですが、若い人には、多くの夢と希望があると思うし、青年団活動の場などでは、大いに議論もなされている事でしょう。

しかし、その夢を実現するために家に持込むとなると、やゝもすれば、いつべんに押えられてしまうといった例があり

得るとするならば、それに対する不満からようやく芽ばえた希望と意欲は全くなると、更にはやる気も失つてしまふ場合がありはしないかとも考えられます。

又、一方では直接農業経営にあたられる年輩の方々が、ほんの少しでも若い人々の不平、不満、ひいては、老後の不安の事なども直接論じたりする事になれば、益々そのひずみは増すのではないのでしょうか。

もしも、かような、相反する二つの不満の層があるとした場合、現在農村の在り方として叫ばれている、経営規模拡大化やいはその合理化という事を併せた、近代化農業という大きな宿題は、只目の前に立ちふさがるのみではないでしょうか。

幸い、私達の村ではこのような事がなく、あらゆる問題に傾注して、家での話し合いを進め、相互間の立場を理解し、常に和を求めているとき心暖い嫁さんをお迎えする事も出来るであろうと信じて共に、自然の春の如く各家々の春も永遠に続くのではないのでしょうか。 役場 佐藤国一

(明) 戸 籍 明 暗

氏 名	部 落	出生月日
平野博之ちゃん	田ノ原	2月24日
室原博敏ちゃん	杉田中	2月25日
高田浩次郎ちゃん	星 和	3月6日
上条純子ちゃん	杉田中	3月5日
真部由美子ちゃん	志 津	3月6日
中島麗子ちゃん	瓜 上	3月8日
梅木千春ちゃん	矢田原	3月10日
高村さゆみちゃん	高 花	3月20日
宮崎文子ちゃん	米山上	3月15日
渡辺善朗ちゃん	瓜 上	3月20日
室原真治ちゃん	矢津田	3月22日
(暗)		
氏 名	部 落	死亡月日
朝倉一男さん	扇 下	3月8日
河津長芳さん	馬場上	3月16日
秋吉久俊さん	志津中	3月17日
村上佐市さん	波居原	3月19日
橋本五郎さん	田 中	3月29日
河津ユキエさん	瓜 上	1月9日
井野タミさん	高 花	2月28日

★ ★ 納 税 ★ ★

去年の四月から納税組合が各部落に設立されましてまる一年。

六十七の組合が承認されました。

税務課と致しましても折角組合が設立されはしたものの、優慮致して居りました処、各納税組合長さん始め、皆様の絶大な御協力によりまして三十九年度分につきましては大へん良い納税率を示しました。

然しながら小国町の納税率にはまだまだと言う処で県の平均には及びませんが、もう一息と言う段階に上昇してまいりました。

さらに一段の御協力を御願ひ申し上げ四十年度にあたりましては、各組合共一歩前進と言う御気持で御協力下さいますよう切に御願ひ申し上げます。

次に三十九年度後期分の納税奨励金につきまして、各組合の納税率に応じて、組合長の基き近日中に組合長さんへ御渡し申し上げますので、御知らせ致します。

又前納制度も御座いますので御利用下さいますよう御願ひします。

次に各納税組合の三十九年度における成績をご参考までに掲示して見ますと次のようになります。

一、納税組合総数 六十七組合

二、完納組合数 十七組合

竹ノ熊 赤馬場 矢津 田上 戸無 午房草 和田上 和田下 米山 落見 樺本 米山上 湯田下 古賀 荒倉中 荒倉上 小原 鬼淵 三、九五%以上の組合数 二十五組合

脇戸 杉田下 鬼山上 森園 田尻轟 平瀬 滝下 樋口 中湯田 湯田上 矢田原 動馬 喜 志津下 扇上 立 岩 小田 白川一 瀬 の本 黒川一 長迫 波居原下 千光寺 新 町一 本町二 下町二 四、九〇%以上九十五%迄の組合数十三組合

田中 上町一 本町一 中村 瓜上下 松ノ木 地蔵原 志津中 志津 上 扇下 吉原 陣内 薊原 五、八〇%以上九〇%迄の組合数七組合

矢津田下 杉田上 瓜 上上 元荒倉 矢ヶ部 星和 高花 六、七〇%以上八〇%迄の組合三組合

下町一 黒原 田ノ原 七、六〇%以上七〇%迄の組合数二組合

農業土木四十年 度施行について

昭和三十八年災害の復旧工事、いよいよ本年度が最終工事年度となりました。

したがって、本年度に施行しない場合は、補助金の適用がうけられないこととなります。

このことについては、四月七日に各該当者に連絡いたしました。現在までに報告のない人があります。

建設課

上町二 坂ノ下 立されておられません部落が、ございますので、該当部落にありましては五月中に是非共設立して下さい。

若し税務課からの内容などについての説明につきご要望がございました場合にはご連絡下さいますと御伺ひ申し上げ御説明を申し上げます。

税 務 課

先月号に、井惟人さんから『原野の問題』について意見がよせられました。

しかし、事が重大であり、慎重に考えなければならぬことでもありますので、次号までご猶予の程お願いいたします。